

SFCG債権譲渡110番実施のご案内

本年2月に、破産会社SFCG破産管財人は、商工ローン債権の大半（額面230億円、主債務者数約6500名（社））を、株式会社アイ・スカイに約6億5000万円で債権譲渡しました。

これらの債権は、もともと破産管財人自身が「クズ債権」と評していたもので、客観的に主債務者からの回収が極めて困難なものと考えられます。

しかし、これら債権を譲り受けた株式会社アイ・スカイおよび回収代行のエイチ・エス債権回収においては、少なくとも譲渡代金分の回収は行うことになることは容易に予想できるところです。

その結果、主債務者ではなく、保証人への厳しい取立がなされる可能性が大了。そこで、弁護団では、このような被害に遭われている方々を対象に、電話による無料相談を以下の要領にて実施します。

実施日時	2011年4月17日（日曜日） 午前10時～午後4時
形 態	弁護士による電話無料相談
電話番号	03-5211-5433（代表）
実施主体	日栄・商工ファンド対策全国弁護団所属の弁護士等 数名が担当

背 景 本年2月、株式会社SFCG破産管財人は、株式会社SFCGの有していた商工ローン債権の大半（額面230億円、主債務者数約6500名（社））を、エイチ・エス債権回収株式会社を窓口として株式会社アイ・スカイに約6億5000万円で債権譲渡した。

今回、債権譲渡された商工ローン債権は、もともと破産管財人がクズ債権と評していたもので、株式会社SFCGにおいても不良債権として日本振興銀行等への債権譲渡の対象としていなかったものであり、主債務者からの回収は困難なものとして評価されていたものである。そして、破産管財人は従前、これらの債権の回収については、保証人らの返済能力や生活状況を加味して個別に判断すると約束していた。

この債権譲渡について、本年3月28日に東京地裁で開催

された破産者SFCGの債権者集会において、破産管財人は破産管財人の手元において試験的に回収を行い、その回収実績から譲渡価格を定めたという説明を行っていた。

しかしながら、そもそも株式会社SFCGの貸付は、主債務者からの回収可能性は乏しく、むしろ保証人からの回収を意図した貸付であることが明らかなるものであり、過去の判例においても、そもそも保証契約の成立そのものが否定され、あるいは公序良俗違反で無効、錯誤による無効が認められる等してきたにもかかわらず、債権譲渡がなされ、かつ、保証人の責任について何ら留保もなされていない点に鑑みると、この債権譲渡により、新たに保証人被害を発生することは明白であり、このような事態を引き起こした破産管財人及び債権譲渡を容認している東京地裁の責任は重大である。

また、今回の債権譲渡は、約6500名（社）の主債務者について、約3万口の貸口が対象となっているという説明が破産管財人からなされたが、そうなると本来はSFCGと主債務者との間において一連計算されるべきものをバラバラの債権として譲渡されている可能性が大であり、債権の譲受人との間においては債権額について争いになることが避けられないだけでなく、その一部だけが既に信託銀行に債権譲渡されている等により事件性のある債権が債権譲渡の対象となっており、残高に争いが予想される事件性のある債権譲渡は本来弁護士法違反に該当するものである。

さらに株式会社アイ・スカイは、昨年12月に設立されたばかりの資本金30万円の一人会社であって、譲渡代金約6億5000万円を抛出したものの実態は不明であるため、保証人の生活を破壊してまで取立を行って暴利を貪る危険を回避できるという保証が全くない。

前述のとおり、株式会社SFCGと保証人が締結している保証契約には問題が多々あるところ、これらは金融庁が事務ガイドラインに定めている契約内容の説明義務及び最悪のシナリオの説明義務に違反しているだけでなく、適合性違反にも該当する点でも大きな問題である。

加えて、今回の債権譲渡の対象には、既に債権が存在していないことが明らかであるものが少なからず含まれており、現に破産管財人もそのようなものが複数含まれており、既に苦情が寄せられている事実を認めている。しかし、こ

これらの事実は主債務者・保証人側から苦情申立がなされない限り、破産管財人や債権譲受人には不明である可能性が高く、そうなると、何らの義務も無いものが理由無く債権譲受人から請求を受け、誤って支払をしてしまう可能性もあるという大きな問題も孕んでいる。